

# 基礎年金番号 Q&A

## 国民年金・厚生年金に加入されている方

**Q** 基礎年金番号の実施によって、具体的にどのような効果（メリット）があるのですか？

**A** 基礎年金番号によって、共済組合を含めて全年金制度を通じた年金加入記録の把握ができることから、

- ① 転職などの際に、市町村に対して行う国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者の資格取得の届出を忘れた人に対し、届出が必要であることをお知らせします。
- ② 自営業など（第1号または第3号被保険者）の方がサラリーマン（第2号被保険者）になって、資格喪失の届出を忘れている場合、本人に確認のお知らせをします。
- ③ 各制度通じた年金加入記録を管理できるため、年金について供給の調整が必要な場合の払い過ぎや、それにとまらぬ返納金の発生を防止できます。
- ④ 各種届出の簡素化が図られるようになります。
- ⑤ 年金相談や年金の裁定が、従来より迅速かつ確実に行えるようになります。
- ⑥ 将来は、年金加入記録や年金見込額などをお知らせする行政サービスを行えるようになります。

**Q** 「基礎年金番号のお知らせ」（基礎年金番号通知書）が届き（または会社から受け取り）ましたが、これは何ですか。いつ使用するのか？

**A** 国民年金、厚生年金、共済組合などの公的年金制度においては、これまで加入者の年金番号（国民年金、厚生年金においては年金手帳の記号番号）がそれぞれ独自に定められていましたが、平成9年1月から、この番号が共通化され、転職などにより加入する制度が変わっても同じ番号が用いられることとなりました。  
この番号を基礎年金番号といいます。

## 年金受給者の方

**Q** 新しい年金証書が届いたのですが、どうしてですか？

**A** 平成9年1月以降、公的年金制度（国民年金・厚生年金・共済組合をいいます。）に加入している方や年金を受けている方を対象として、公的年金制度に共通の基礎年金番号が実施されることに伴い、今お持ちの年金証書の記載事項が「年金証書の記号番号」が「基礎年金番号と年金コード」に改められますので、あらかじめ新しい年金証書をお送りしました。

**Q** 新しい証書が着いたことにより何か手続きが必要ですか？

**A** 特別な手続きは必要ありません。ただし、氏名などに誤りがあるとき、または基礎年金番号の異なる年金証書が2通以上送られてきたときは、お手数ですが、同封いたしました「基礎年金番号に関する問と答」の「問8」、「問9」を参考に必要な手続きをお願いします。

〈参考〉  
基礎年金番号に関する問と答  
（問8）送られてきた年金証書の氏名に誤りがあるのですか？  
（問9）基礎年金番号が異なる年金証書が2通以上送られてきたのですか？

平成9年1月以降は、年金に関する手続きなどは、この基礎年金番号を使っていただくこととなりますので、あらかじめ加入者の方々へお知らせいたしました。

**Q** 送られてきた基礎年金番号以外の番号を記載した年金手帳を持っているのですが、どうなるのですか？

**A** 今回お知らせした基礎年金番号は、現在加入されている年金制度の番号（共済組合については、新しい番号）を基礎年金番号としました。

あなたが過去に他の年金制度に加入しており、そのときの番号がこの基礎年金番号以外の番号の場合は、その番号で記録は管理されていますので、今後、この番号を基礎年金番号につなげていくこととしています。

このため、加入者の方々のこれまでの加入記録を整理する手かかりとするために、今回の基礎年金番号の通知とあわせて過去の年金制度の加入状況についてお尋ねしております。

**Q** 年金手帳を失くしてしまっているが、どうすればいいですか？

**A** 「基礎年金番号通知書」を大切に保管してください。年金手帳に替わるものです。

**Q** 年金手帳を2冊持っている場合、どちらに貼ればいいですか？

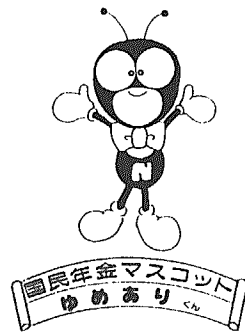
**A** お送りした基礎年金番号通知書の「基礎年金番号」と同じ「記号番号」が記載されている年金手帳のオレンジ色の表紙の裏にはっておいください。  
また、2冊の手帳は一緒に大切に保管してください。

**Q** 年金の支払額や支払方法は変わりますか？

**A** 番号が変わっても、支払額や支払方法は変わりません。

**Q** 年金の手続きの方法は何か変わりますか？

**A** 平成9年1月以降に、住所が変わったり、氏名が変わったりした場合の届出は、新しい年金証書に記載してある「基礎年金番号」と「年金コード」で手続きをしていただくこととなります。



## 町指定文化財の指定解除

社会教育課  
このたび、次の指定物件を平成8年12月6日付けで指定解除いたしましたので、お知らせいたします。

- 指定解除物件
- 建造物「満行寺山門」
  - 彫刻「仏足石」
  - 有形民俗文化財「満行寺太子堂天井絵」
  - 天然記念物「大マツ」
- 管理者  
黒崎町大字木場88番地 満行寺  
上記のことについて、管理者及び町民の方々に多大のご迷惑をおかけしましたことを、深くおわび申し上げます。

## 町民スキー教室

社会体育課  
日時 第1回 1月23日(休)  
第2回 2月13日(休)  
第3回 2月20日(休)  
(各日とも、午前7時30分に総合体育館出発。天候により中止あり)  
会場 六日町ミナミスキー場  
対象 町在住の成人以上で、初めてスキーをする人から中級程度の人。

参加費 1人1回につき、1,000円  
(リフト代等は各自負担)  
定員 各回25人(先着順)  
申し込み・問い合わせ  
総合体育館内社会体育課 (☎377-5211) で受け付けます。

## 親子のつどい

北部地区公民館  
冬はとかく運動不足になりがちです。親子で楽しく運動しましょう。  
日時 1月25日(出午後2時~4時)  
会場 北部地区公民館  
内容 映写会(アンパンマン魔女の国へ他)とレクリエーション  
対象 幼児、小学生と保護者  
定員 70人(申込順)  
指導者 渡辺 平穂さん  
(教育委員会社会体育課)  
申し込み 北部地区公民館(☎232-0077)  
※ 屋内運動靴を用意してください。

## 16ミリ映写機操作技術認定証取得講習会

社会教育課  
16ミリ映写機を操作するには「16ミリ

映写機操作技術認定証取得の講習」を受講し、その認定を受けなければなりません。この講習会で認定を受け、所定の手続きを済ませると機材・フィルムを借り受け、上映をすることができます。

日時 3月14日(金)  
午前9時30分~午後4時30分  
会場 黒崎町公民館 講堂  
講師 佐藤 秀彦先生  
(西蒲燕視聴覚ライブラリー)  
受講料 無料(テキスト代450円必要)  
定員 20人  
問い合わせ 社会教育課(☎377-3101)

## ホームヘルパーを募集します

社会福祉協議会  
社会福祉協議会では、日々雇用ホームヘルパーを募集します。  
募集人員 2人  
雇用期間 平成9年2月1日から平成10年4月30日まで  
勤務時間 午前8時30分~午後5時15分  
勤務日数 1ヵ月当たり15日以内  
日報報酬 5,100円  
その他 介護福祉に誠意のある方  
問い合わせ 社会福祉協議会(☎377-7788)

## 告知板 日時 会場 内容 対象 申し込み 問い合わせ

**働きながら高等学校教育を受ける**  
できる定時制・通信制課程の生徒を募集します。▼募集している学校 ○定時制課程：船江、高志などの県内の公立高等学校13校 ○通信課程：新潟、高田南高等学校 ○応募資格 平成9年3月に中学校を卒業もしくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者 ○中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者 ○中学校を卒業した者と同程度の学力があると認められる者 ▼願書の提出 ○定時制課程：2月12日(休)~2月17日(休)正午まで ○通信制課程：2月24日(休)~4月4日(休)午後4時まで ○新潟県教育庁高等学校教育課(☎285-3883)

**作品募集** ▼主催 新野鳥写真展  
ンター紫雲寺さえずりの里 ▼作品 ○新潟県内で撮影したものに限り。○日本に生息する野鳥を対象とし、愛鳥思想の高揚普及の目的に沿ったものとする。 ※飼育している鳥はテーマにしないこと。○未発

**補助金**  
黒崎町中小企業人材育成研修受講補助金  
▼補助対象となる研修 中小企業大学校三条校が実施する研修 ▼補助対象者 町内に事業を営む会社または個人で、経営者または従業員 ▼補助する経費 受講料 ▼補助金額 経費の2分の1以内(予算の範囲内で最高2万円) ▼その他 1. 中小企業について1年度2人以上以内(企画商工課(☎377-3101)内線334)

**確定申告**  
巻務署で確定申告は次のように  
2月4日(休)午後1時30分~  
農山村環境改善センター(☎給与所得者で医療費控除を受

**道路除雪にご協力**  
力を ○積雪時に夜の路上に駐車は絶対しない。○自転車・商品等を路上に放置しない。○壊れやすい塀等は防護してください。○事故防止のため、路上駐車のある路線では除雪作業を中止することがあります。○除雪路線が長いため、除雪の遅れる地域もありますので、ご了承願います。 ○建設課(☎377-3101)内線386

けたい方や、年末調整の際に社会保険料、生命保険料、損害保険料、配偶者・扶養などの控除もれがあった方 ○公的年金所得者 ▼持参するもの ○ポールペン・計算器 ○平成8年分の源泉徴収票(原本) ○医療費の支払領収書 ○国民健康保険や国民年金などの支払額がわかるもの ○生命保険や火災保険の支払証明書 ○印鑑 ※領収書等は平成8年中に支払ったものに限り。 ▼注意 ○当日の説明で一部しか記載できなかった方や、雑損控除・住宅取得特別控除を受けられる方は、後日税務署・役場・税理士などに相談してください。 ○税務署から申告書・説明書などが送付されている方はそれらを持参してください。 ○巻務課(☎0256-7212355)